○新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成２６年３月２５日規則第４６号

（趣旨）

第１条　この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の認定申請書に添える書類）

第２条　省令第２８条第２項の規則で定める書類は、建築物の耐震改修の計画が法第１７条第３項第１号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が認めた者が証する書類とする。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添える書類）

第３条　省令第３３条第２項第１号の規則で定める書類は、法第２２条第２項の認定を受けようとする建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が認めた者が証する書類とする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添える書類）

第４条　省令第３７条第１項第３号の規則で定める書類は、法第２５条第２項の認定を受けようとする区分所有建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が認めた者が証する書類とする。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。